窓口等での取引時確認に関する主な変更点

マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与防止策を強化するため、平成 28 年 10 月 1 日から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正されます。信用金庫では、改正法に基づき、窓口等における取引時確認の方法等を一部変更いたします。何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

金融庁のホームページ http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/20161001.pdf において変更内容をご覧頂けます。

【主な変更点】

１．顔写真のない確認書類の取扱い

健康保険証など顔写真のない本人確認書類については、次のような取扱いに変更されました。

顔写真のない書類（主なもの）	取扱い（ＡまたはＢ）	
	〔Ａ〕	〔Ｂ〕
○健康保険証 ○国民年金手帳 ○取引に使用する実印の印鑑登録証明書	いずれか 2 種類ご提示ください。	次の書類のいずれか 1 種類とペアでご提示ください。 ○住民票の写し（記載事項証明書） ○印鑑登録証明書 ○現住所の記載がある公共料金（電気・ガス・水道）または税・社会保険料の領収書等（領収日付が 6 か月以内のもの）

２．法人のお客さまのために取引を行っていることを確認する方法

来店された方が法人のお客さまのために取引を行っていることを確認する方法については、次のような取扱いに変更されました（ＡまたはＢ）。

〔Ａ〕	右の書類のどちらかをご提示ください。	○委任状など法人のお客さまのために取引を行っていることを証する書面 ○登記事項証明書（ただし、来店された方が代表権のある役員として登記されている場合のみ） **（＊）社員証のご提示による確認はできなくなりました。**
〔Ｂ〕	法人のお客さまの営業所等へ電話をかけること等により、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認いたします。	

３．法人のお客さまの実質的支配者を確認する方法

法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方（実質的支配者）の氏名・住所・生年月日の確認にあたり、実質的支配者に該当する方の定義が変更されました。

４．外国政府等において重要な公的地位にある方等との取引時確認

個人のお客さまやそのご家族、または法人のお客さまの実質的支配者が外国政府等において重要な公的地位にあるか等についてご確認をさせていただく場合があります。

また、外国政府等において重要な公的地位にある方等（※）との一定のお取引に際しましては、複数の本人確認書類のご提示をお願いするなど追加的なご対応をお願いさせていただきます。

※外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方（過去にその地位にあった方を含む）またはその家族の方並びにこれらの方が実質的支配者に該当する法人

■詳しい内容につきましては、お取引店の窓口にお問合せください。

日本海信用金庫